

議員発案第 3 号

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会に対し、別紙「政府による緊急の過剰米処理を求める意見書」を提出するものとする。

平成26年9月25日 提出

提出者 三条市議会議員 高坂登志郎

賛成者 三条市議会議員 久住久俊

同 三条市議会議員 岡田竜一

同 三条市議会議員 西川重則

同 三条市議会議員 武藤元美

同 三条市議会議員 野崎正志

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書

2014年産米は宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が前年を4,000円ほど下回る12,000円台(1俵60キロ)など取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が強く懸念される。

今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補填交付金も事実上廃止された下で、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることになる。とりわけ、担い手層の経営への打撃は計り知れないものがある。

政府は、主食用米から飼料用米への転換について、助成金を増額して誘導しているが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、実需者とのマッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場は十分な対応ができない状況にある。

また、攻めの農政改革で5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけているものである。

主食の米の需給と価格の安定を図るのは政府の重要な役割である。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給調整を行うのは当然のことであり、緊急に対策を実施することが求められる。

よって、次の事項について強く要望する。

記

- 1 政府による緊急の過剰米処理を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

三条市議会議員 森 山 昭

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長